

基本目標達成のための施策

第1編

未来を担う心豊かで元気な人が育まれるまち

【第1章】安心して出産・子育てができる環境づくり

【第2章】持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成

【第3章】高等教育機関等との多様な連携や交流の推進

【第4章】学びを通じた人とのつながりの促進と、地域で自ら行動するひとの育成

【第5章】スポーツに気軽に親しめる機会と環境づくり

【第6章】郷土の歴史と文化芸術を通して心豊かに生活できる社会づくり

【第7章】人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくり

第1章 安心して出産・子育てができる環境づくり

【基本方針】

市民が安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感して暮らせる環境をつくります。

そのため、市民の生活スタイルや多様なニーズに応じて、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実を図ります。

【現況と課題】

- 令和5年4月に、子ども施策を社会全体で総合的に推進することを目的とする「こども基本法」が施行されました。地方公共団体は、子どもの状況に応じた施策を策定・実施するとともに、子ども施策の策定等にあって子どもや子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講じ、若者や子育て世代が家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備を進めることが求められています。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、妊産婦や子育て家庭を支える力が弱くなっています。また、虐待・貧困・ヤングケアラーなど子どもの置かれている状況は深刻化しています。そのため、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちづくりを市民が一体となって推進していく必要があります。本市においても、子ども・子育て応援条例を制定し、まち全体で子ども・子育て施策を推進することとしています。
- 令和4年6月に児童福祉法が改正され、各自治体において子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務とされ、相談支援体制を一層充実させていく必要があります。
- 本市では、妊娠期から子育て期にわたり保健や医療、福祉等の連携による切れ目ない支援を行っています。核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、妊産婦やその家族を支える力が弱くなっています。今後も、関係機関等とのさらなる連携強化により、妊産婦等への相談支援の充実を図るとともに、子育て期における仲間づくりや地域での見守り等地域全体で子育てを支援することが大切です。
- 共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進む中、保育所等については待機児童ゼロを維持しています。一方で、学童保育所・学童クラブでは待機児童が生じていることから、働きながら子育てしやすい環境づくりに向け、施設の整備をはじめ学童保育所・クラブの待機児童対策を進めています。
- ひとり親家庭や発達障害を含む障害児への支援、さらには近年全国的に増加している児童虐待事案への対応等個々の状況に応じた支援や相談体制の充実が求められています。
- 経済的不安や結婚観の変化、出会う機会の減少等により、未婚化・晩婚化が進行する中、事業者や団体等による出会いの場の創出により、結婚をサポートする取組が広がっています。そうした中、個人の選択や価値観は尊重しつつ、結婚を望む人の希望が実現できるような支援が求められています。

【施策推進の視点】

(視点1) 母と子どもの健康支援

妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会の充実を図るとともに、健診や予防接種のほか、医療や福祉、教育等の専門機関との連携による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、母と子どもの健康づくりを推進します。

(視点2) 子育てがしやすい環境づくり

子育てに伴う保護者負担の軽減や働きながら子育てがしやすい環境づくりに向けて、子どもや家庭の実情に応じた柔軟な子育て支援の充実に取り組みます。また、子育て情報の提供、保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。

(視点3) 様々な家庭への子育て支援

ひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭などへ教育、生活、就労、経済の面での相談・支援を行います。また、関係機関との連携強化により、児童虐待への相談・支援の充実を図ります。

(視点4) 結婚の希望に向けた支援

事業者や団体等と連携しながら、結婚を希望する人に対する出会いや交流の機会づくりに取り組みます。

第2章 持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成

【基本方針】

児童生徒が持続可能な社会の創り手となるよう、知識・技能とそれらを活用する力を育成し、社会において自立的に生きるための基盤を培うとともに、将来の夢や目標に向かって主体的に学習に取り組む態度を育成します。

そのため、知育・徳育・体育のバランスが取れた教育を推進するとともに、安心して学べ、地域とともにある学校づくりに取り組みます。また、児童生徒の豊かな学びを実現できるよう、学校教育環境を充実させます。

【現況と課題】

- 近年の全国学力・学習状況調査の結果から見た本市の児童生徒の学力は、課題があることから、個々の学力の実態に応じた指導を行い、学力の確実な定着を図るとともに、学ぶ意欲を高めていく必要があります。
- 不登校児童生徒は、近年、増加傾向にあることから、教育相談体制の拡充等を進めてきました。今後も、児童生徒とその保護者等に寄り添った相談対応や関係機関とのネットワークを活用した支援を一層充実させる必要があります。
- 全ての中学校区に小中一貫教育制度の導入を進めています。令和5年度に制度を導入した宮原中学校区では、学力向上や中1ギャップの解消などの効果も見られています。今後、各中学校区への制度導入後は、学習指導や生徒指導などの面で導入効果の検証等を丁寧に行いながら、教育活動の充実を図る必要があります。
- 学校・家庭・地域が連携し、健全な青少年を育成するため、「共に育ち、共に育てる(共育)」と「響き合って、育ち合う(響育)」の風土の醸成に取り組んできました。また、中学校区単位でコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を進めており、地域学校協働活動との一体的な推進を図りながら、「地域とともにある学校」づくりを推進する必要があります。
- 各学校は、ユネスコスクールとして、10年以上にわたり、持続可能な開発のための教育(ESD)を実践してきました。今後も引き続き、持続可能な社会の構築について自ら考え、行動できる児童生徒を育成していく必要があります。
- 児童生徒数の減少に伴い、特に小学校の小規模化が進行しており、適正規模・適正配置の観点から小学校の再編を進めるなど、より望ましい教育環境を整備する必要があります。
- 学校再編との整合を図りながら、学校施設の長寿命化改修、空調設備設置等を進めています。今後は、安全・安心かつ環境にも配慮した学校施設の整備に取り組む必要があります。
- 教職員の資質・能力の向上や指導体制の充実を図るため、教育課程の見直し等を行ってきました。今後も、教職員が本来の業務に専念できるよう、ICTの活用などにより、学校運営の一層の見直しを進める必要があります。

【施策推進の視点】

(視点1)社会的自立の基盤となる資質や能力の育成

義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある指導により、児童生徒に「確かな学力(知)」、「豊かな心(徳)」、「健やかな体(体)」をバランスよく育成し、社会において自立的に生きるための基盤となる資質や能力を培います。

(視点2)安心して学べる学校づくり

いじめや不登校の未然防止や早期対応、経済的困難を抱える保護者の支援など、誰一人取り残さない、安心して学べる学校づくりを進めます。また、児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた的確な支援や指導の充実に努めます。

(視点3)地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的・効果的に推進し、学校・家庭・地域の連携による学校運営や児童生徒の規範意識の育成、「共育」と「響育」の風土の醸成など、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

(視点4)学校教育環境の充実

本市の実情に応じた活力ある学校づくりの実現のため、ICT環境の整備や適正規模化・適正配置による学校再編整備等を推進します。また、児童生徒の豊かな学びを育むことができる、安全・安心で、かつ環境への負荷を考慮した施設整備を図るなど、学校教育環境を充実させます。

第3章 高等教育機関等との多様な連携や交流の推進

【基本方針】

市民の身近なところで専門的な教育を受けることができ、高等教育機関等との連携や交流、学生等のまちづくりへの参加が進むまちを目指します。

そのため、高等教育機関等との連携を進めながら、専門的で高度な教育を受ける機会を確保するとともに、高等教育機関等の持つ知見を地域課題の解決に活かしていきます。さらには、まちづくりに高等教育機関等の学生等の参加を促すことを通して、まちを支える人づくりを促進します。

【現況と課題】

- 国においては、地方創生をより一層推進する観点から、地域と連携した課題解決や地域産業を担う高度な地域人材の育成等に取り組む高等教育機関への支援の強化、雇用創出・若者定着に向けた取組が進められており、高等教育機関がまちづくりに幅広く貢献していくことが求められています。高等教育機関は、地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤となるものであり、地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保や人材の育成、地域課題の解決、市内への若者の定着促進を図るためには、高等教育機関と行政等の連携協力の強化が不可欠となっています。
- 高等学校においても、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、地域課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標とした「総合的な学習(探究)の時間」を設けることとされています。自己の在り方・生き方と切り離せない課題を、自ら発見・解決できる人を育成していくためにも、様々な機会を通じて高等学校のニーズを把握し、連携を深めるとともに、本市のまちづくりへ生徒が主体的に参加できるよう、情報提供の工夫と参加機会の充実が必要です。
- 本市には、帝京大学福岡キャンパスや有明工業高等専門学校をはじめ、4校の公立高等学校、3校の私立高等学校が立地し特色ある教育が実施されています。高等教育機関等の存在は、本市の教育水準の向上や教育を受ける機会の多様化に寄与するとともに、高度な専門教育による優秀な人材の輩出や地域の活性化等が期待されることから、今後も多様な学びの場の確保や充実が望まれます。
- 本市は、帝京大学、久留米大学、日本経済大学、有明工業高等専門学校等と連携協定を締結し、教育や健康・福祉、就職促進、空家活用などにおける連携を進めてきました。あわせて、市外の高等教育機関等が本市をフィールドとした調査・研究を行う際の支援を行うことにより、本市の地域課題の解決に向けた実証実験等の取組が実施されました。今後も高等教育機関等が持つ専門性、知見を様々なまちづくりの分野に活かしながら、さらなる連携へとつなげていくことが期待されています。
- 帝京大学における学生ボランティアによる活動や、有明工業高等専門学校における空家の調査や利活用、市営住宅のコミュニティ活性化などへの取組、さらには、各高等学校の学生が主体となり、まちの魅力をPRする活動等が進められています。こうした取組は、本市のまちづくりの一翼を担うとともに、本市への愛着を醸成するなど、まちを支える人づくりに寄与することから、そのような機会の充実が求められています。

【施策推進の視点】

(視点1) 高等教育機関等との連携の推進

高等教育機関等の持つ知見による地域課題の解決や地域において高度な教育を受けることができる環境の充実を図るため、同機関等が持つ教育資源の有効活用や人的な交流を通じた連携強化に取り組みます。また、市民がより高度な知識や情報を得ることができるよう、高等教育機関等における公開講座等の開催を促進します。

(視点2) 学生等のまちづくりへの参加促進

地域の取組や行政が実施する事業への学生等の参加を促すことを通して、豊かな人間性と自主性、社会性を涵養し、主体的な活動などに結びつくよう人づくりを支援します。

第4章 学びを通じた人とのつながりの促進と、地域で自ら行動するひとの育成

【基本方針】

誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、ともに学び続け、自ら行動する担い手ははぐくまれるまちを目指します。

そのため、次世代を担う子どもたちが将来における自己実現ができる取組、学びを通じて人々のつながりを作り出し、持続的な地域コミュニティを支える人づくりを進めます。

【現況と課題】

- 将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを地域や社会全体で育てるため、本市では、子どもや中高生、若者を対象とした他者との協働、体験活動を通して、将来における自己実現ができる取組や、まちづくりに参画しやすい機会づくりを進めており、今後も取組の充実が求められています。
- 一人ひとりが持続可能な社会づくりの担い手に育つための目標や学びであるSDGs/ESDは、人生100年時代において、生涯を通じてあらゆる場面で実践される必要があることから、今後も、地区公民館を中心に学校や地域と連携しながら、積極的に事業展開することが求められます。
- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人とのつながりの希薄化、障害者や高齢者等に関する課題が顕在化・複雑化しています。そのため、地域が直面する課題を把握するとともに、地域づくりにつながる学習活動や住民のニーズに合った事業の展開、だれもが地域活動ができる社会教育施設等の機能向上が必要です。
- 本市の社会教育施設である地区公民館は、市内7カ所に設置され、市民の学習活動・地域活動・ボランティア活動の支援を行っています。一方で、施設の老朽化や他の施設との機能の重複がみられることから、中学校の再編計画や新たな公共施設の建設・廃止などの動きを注視しながら見直す必要があります。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、情報端末やインターネットを活用するなど学習活動においてもデジタル化が進んでいます。本市では、R3年度に社会教育施設的全館Wi-Fiを整備しましたが、今後も住民のデジタルリテラシーの向上を目指すため、いつでも、どこでも、誰とでも、自分らしく気軽に学ぶことができる環境整備や学習活動・地域活動等の情報発信を行うことが必要です。
- 本市における非行率は、以前は全国や福岡県の平均を大きく上回っていましたが、教育機関や関係団体等の取り組みにより年々減少し、現在は国や県の平均以下になるなど大きな改善が見られます。一方、SNSに起因するいじめや依存の問題をはじめ、犯罪に巻き込まれるケースが社会問題化しています。このような多様化する問題に対し、非行防止や被害防止のためには、広報啓発や環境浄化などによる少年の健全育成に向けた取り組みの充実が求められています。

【施策推進の視点】

(視点1)次世代を担う子どもを地域や社会全体ではぐくむ

次世代を担う子どもたちが、さまざまな体験や活動を通じて、自己肯定感を高めるとともに郷土愛の醸成を図ることで、将来にわたってまちづくりに参画する姿勢をはぐくみます。また、高齢者や子育て世代をはじめとする地域の大人が、学習活動や地域活動を通じて子どもの主体性を大切にしながらその成長を支えていけるよう取り組みます。

(視点2)SDGs/ESDを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくり

市民の主体的な学びや活動の機会を設けるにあたり、SDGs/ESDの視点を持った取り組みを展開することで、自ら行動する意欲や地域で活動する力をはぐくむ「人づくり」、活動を進めるための「つながりづくり」、それにより地域が直面する課題を発見・共有し解決していく持続可能な「地域づくり」へとつなげます。

(視点3)学習環境の整備・充実

様々な人が学習情報を入手しやすいよう、情報発信を工夫するとともに、対面だけではなく、オンラインを活用した学習の場を提供します。さらに、市民がいつでも、どこでも学習活動を行えるよう環境整備を図り、学んだ成果を社会に還元させる「知(学び)の循環」の仕組みづくりとともに、生涯学習、ボランティア活動、地域活動に参加してもらうような取り組みを促進します。

(視点4)社会教育施設の機能向上

様々な人の学習活動・地域活動・ボランティア活動の支援を行うため、社会教育施設の今後の在り方を検討するとともに、施設の機能向上を進めます。

(視点5)青少年の問題行動や悩みへの対応

街頭指導や環境浄化などの健全育成活動により、青少年の非行や犯罪被害を防止します。また、SNSに起因するいじめや依存防止のための適正利用や被害防止の啓発について、関係機関などとの連携を強化しながら取り組みます。

第5章 スポーツに気軽に親しめる機会と環境づくり

【基本方針】

誰もが、ライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しむことで、生涯にわたり心身ともに健康で、活気にあふれた生きがいある生活を営むことができるまちを目指します。

そのために、いつでも、どこでも、誰でも気軽に生涯にわたりスポーツに親しむことができるための機会づくりや支援の仕組みづくり、また、スポーツがしやすい環境づくりを推進します。

【現況と課題】

- スポーツは、心身の両面に影響を与え、健康・体力づくり、交流・仲間づくり、生きがいづくりを促すほか、スポーツ大会・イベント等の開催やスポーツツーリズムの推進等によって、地域のコミュニティづくりやまちの活性化などに多様な効果が期待されています。
- 本市では、運動・スポーツを全く行っていない成人が半数を占めています。運動・スポーツの実施率は、国・県と比べて低い状況となっており、市民の体力向上や健康づくり等のためのスポーツの習慣化が課題となっています。そのため、地域に身近な所で運動に親しめる仕組みづくりが必要です。
- 本市では、平成2(1990)年にスポーツ都市宣言を行い、スポーツを通して住みよいまちづくりを推進してきました。さらには、市民が生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを進めており、体育協会をはじめスポーツ団体や各種団体などと連携した活動を行い、市民大会はもとより全九州都市対抗陸上競技大会、西日本中学駅伝競走大会などの広域的な各種大会も開催されています。
- 本市では、高等学校における部活動は盛んであり、各種競技大会で全国的にも好成績を残しています。一方で、少子化に伴い、地域に密着したスポーツ少年団においては、団員が減少し、中学校の部活動においては、希望する部活動が選択できない状況が生じています。また、スポーツクラブの運営においては、会員の確保、指導者の高齢化に伴う後継者の確保、活動場所の安定的な確保等が課題となっています。
- (令和6年4月オープン予定の)総合体育館の利活用については、周辺の延命公園や動物園との相乗効果が期待でき、スポーツ施設としてだけでなくさまざまな機能が望まれており、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に利用しやすい環境を整える必要があります。
- 本市には総合体育館をはじめ、延命球場、御大典記念グラウンド、武道場、テニスコートなどの市営の施設や県営の施設として緑地運動公園があります。しかし、一部の老朽化したスポーツ施設については計画的な改修が必要です。

【施策推進の視点】

(視点1)誰もがどこでも気軽に親しめるスポーツ活動の機会づくり

子どもから高齢者、障害のある人、健康面に不安がある人や、日頃スポーツに親しみがない人などが気軽にスポーツに親しめる機会づくりを推進します。また、外出が困難な状況になっても、他の人と一緒に活動が実施できるよう、ICTを活用したスポーツの機会創出等に取り組みます。

(視点2)活気あるスポーツ活動を支える仕組みづくり

市民が豊かなスポーツライフを形成し、定着していくことができるよう、活動支援のための仕組みづくりを推進します。また、スポーツ組織・団体の連携を促進するとともに、活動の活性化を図り、スポーツを通じたまちづくりを推進します。

(視点3)スポーツがしやすい環境づくり

市民が身近なところで、いつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備・充実、学校体育施設の開放など、多様なスポーツ活動の場を提供するとともに、指導者の育成やスポーツ情報等の提供など、スポーツがしやすい環境づくりを推進します。

第6章 郷土の歴史と文化芸術を通して心豊かに生活できる社会づくり

【基本方針】

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りをはぐくむとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができる文化の薫るまちを目指します。

そのため、郷土の歴史と遺産を学び、理解する機会づくりや、市民が文化芸術に親しみ、参加できる機会づくりを推進します。

【現況と課題】

- 日本の近代化を支えた産業革命遺産として世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連施設については、世界遺産条約に基づき適切に保存・管理を行うとともに、学校教育との連携や地域との協働による美化活動・イベント等の実施に取り組んでいます。市民全体に世界遺産の特徴や価値について、より分かりやすく広く周知することにより、次世代への継承とまちづくりにつなげることが求められています。
- 文化財については、指定文化財を中心に保存のための整備や啓発活動に取り組んでいます。一方で、所有者・管理者の高齢化等により、地域にある様々な文化財の中には十分に保護管理されていない状況のものもあるため、地域の特徴ある文化財のさらなる保全管理と活用が求められています。
- 文化芸術は、市民の心を潤し、豊かな感性や個性を育て、地域に活力を与えるものであり、カルタや押し花、漫画や絵本など本市の特色を活かした文化芸術事業に取り組んでいます。一方で、文化芸術団体における会員数の減少や高齢化、活動の担い手不足が進んでいます。文化芸術活動や文化芸術団体の活性化に向け、多くの市民が文化芸術事業に関心を持ち、参加する人が増えるよう、質の高い、魅力的な文化芸術活動に触れる機会や、身近な場所での鑑賞や体験の機会を充実させる取組、さらには担い手を育成する取組が求められています。
- 次世代を担う人を育むためには、子どもの頃から優れた文化芸術に触れることが重要であり、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、より多くの子ども達が質の高い文化芸術に触れる機会を提供することが求められています。そうした中、大牟田市と公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団は、地方都市では初めてとなる「音楽を通した魅力あふれるまちづくり推進協定」を締結し、今後は、質の高い音楽文化を通して次世代を担う子どもたちの育成を推進することとしています。
- 子どもから高齢者まで、障害の有無や国籍に関わらず、市民が広く文化芸術活動に触れ、文化芸術を通じて誰もが社会参加できる共生社会の実現に向け、障害のある人の文化芸術活動の推進など多様な文化芸術の取組を進めることで、市民の多様性への理解や相互理解を進めることが必要です。
- 本市は、市民の文化芸術活動の拠点となる文化会館、カルタックスおおむたをはじめ、様々な文化施設を有していますが、老朽化が進んでいるため、適切な維持・補修が必要です。また、文化施設には人々の居場所として社会参加の機会や出会いの場を創出するなど、新たな役割も求められています。

【施策推進の視点】

(視点1) まちの歴史や文化を守る・知る・活かす

三池炭鉱関連施設をはじめ、地域に残されている歴史遺産を適切に保存し、郷土の歴史や文化に触れ、遺産の魅力を再発見し、過去・現在・未来とのつながりについて理解を促すとともに、歴史遺産を地域づくりに活用する取組を充実します。

(視点2) 文化芸術事業の充実

質の高い文化芸術に触れる機会と、身近な場所で文化芸術に触れる機会の充実を図ります。あわせて、子どもや若者が文化芸術に触れ、豊かな感性を育むとともに、文化芸術に対する関心を高める機会の充実を図ります。また、誰もが気軽に文化芸術に親しめるよう、市民が参加しやすい事業の充実に努めます。

(視点3) 文化芸術を活用した新たな価値や多様性の創出

文化芸術が生み出す福祉、教育などの様々な分野の価値を人づくりやまちづくりの面で活かすとともに、人々の相互理解や多様な価値観が尊重される取組を進めます。

(視点4) 文化芸術活動への支援、環境づくり

文化芸術活動を行う市民団体への支援を行います。また、文化施設の適切な維持・補修を行うとともに、これからの文化施設が地域で果たす役割について検討し、機能の充実を図ります。

第7章 人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくり

【基本方針】

市民一人ひとりが人権を尊重し、それぞれの多様性を認め合うとともに、誰もが生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指します。

そのため、人権や男女共同参画についての理解を深めるとともに、関係機関や関係団体等と連携し、だれもが個性と能力を十分に発揮し、ともに支え合い活躍できる社会を目指します。

【現況と課題】

- 同和問題をはじめ女性・子ども・高齢者・障がいのある人等のさまざまな人権問題に加え、新型コロナウイルス感染症等の病気に対する差別や偏見、あるいは、インターネット上での誹謗中傷、DV(ドメスティック・バイオレンス)等の人権侵害が深刻化しています。特に、性的マイノリティ(LGBT)等に対する問題に対しては、令和5年6月にLGBT理解増進法が施行され、今後より一層の理解の促進が求められています。
- 平成28(2016)年には、部落差別解消推進法など人権に関する、いわゆる人権3法が施行されており、さらに人権問題についての正しい理解と認識を総合的に深めるための教育及び啓発を進めるとともに、関係機関等との連携により、人権擁護への対応を進める必要があります。
- 男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度は整備されてきました。一方で、女性に対する差別や偏見が意識や行動の中に残っています。また、就労環境や子育て、介護など、様々な問題で悩む女性が多く存在します。こうしたことから、男女の役割を固定的に考えず、一人ひとりの個性と能力を伸ばす意識づくりを行う必要があります。
- あらゆる分野において女性の社会参画を進めるための法整備や施策が取り組まれています。一方で、未だ男性が中心となっていることが多く、女性が自らの意識と能力を高め、力を発揮するとともに、女性も男性も、仕事、家庭、地域活動などにおいて調和のとれた自分らしい生き方の選択ができる社会づくりを進める必要があります。

【施策推進の視点】

(視点1)人権に関する教育・啓発の推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、それぞれの多様性を認め合うとともに、人権についての正しい理解を深めるため、関係機関と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組みます。

(視点2)人権擁護の推進

人権問題の総合的な解決に向け、関係機関との連携を図りながら、人権擁護を推進します。

(視点3)男女がともに生きる社会への意識づくり

家庭、職場、地域などの様々な分野において、一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、日々の生活の中で行動していくための意識啓発等に取り組みます。

(視点4)男女がともに参画する機会の確保

女性と男性がともに参画する社会環境を整えるために、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、女性の能力発揮促進や社会進出支援、女性人材情報の整備・充実などに取り組みます。